

令和5年度都立高等学校等合同説明会 参加規約

第1条（都立高等学校等合同説明会の定義）

「都立高等学校等合同説明会」（以下「本説明会」とします。）とは、東京都教育委員会及び東京都公立高等学校長協会（以下「都教委」とします。）が主催する都立高等学校等合同説明会オンライン特設サイト（以下「特設サイト」といいます。）で事前申込みを受け付け、都立高等学校等の参加団体（以下「都立高校等」とします。）の個別相談を対面形式又はオンラインで受けられる催事のことをいいます。

第2条（参加希望者）

- （1）参加希望者とは、都立高校等の志望者及び保護者等のうち、本説明会への参加を希望し、申込みを行った者をいいます。
- （2）参加希望者は、参加申込みの時点で本規約を承諾する必要があります。本説明会に申し込んだときは、本規約に承諾したものとみなします。

第3条（申込み）

- （1）参加希望者は、都教委が定める方法によって、申込みを行います。
- （2）本説明会において、同一の参加希望者が複数の名義を用いて申込みを行うことは禁止します。

第4条（参加者の決定）

- （1）都教委は、参加希望者の中から、抽選又は先着順により、参加者を決定し、電子メール等の方法を用いて結果を通知します。
- （2）参加希望者及び参加者は、参加者の抽選方法及びその結果に対し、一切の異議を申し立てないものとします。

第5条（参加に必要な情報の送付及び取り扱い）

- （1）都教委は前条の方法で決定した参加者に対して、参加証、ビデオ会議システムのURL等の本説明会の参加に必要な情報を電子メール等の方法を用いて通知します。
- （2）前項で都教委から通知を受けた本説明会の参加に必要な情報は参加者のみが利用できるものであり、参加者は第三者に公開、譲与又は販売等をしないものとします。

第6条（開催）

- （1）本説明会の開催予定期間は、令和5年10月1日、令和5年10月29日、令和5年11月5日及び令和5年11月12日の午前10時から午後4時までとします。
- （2）自然災害、システム障害及び新型コロナウイルス感染症の感染の拡大等により、本

説明会の開催が困難であると都教委が判断した場合、都教委は、事前の予告なく開催内容を変更又は中止をすることができるものとし、参加希望者及び参加者はこれを承諾するものとします。

第7条（参加希望者及び参加者の禁止行為）

参加希望者及び参加者は開催に当たって以下の行為を行わないものとします。

- ① 他の参加者、都教委、都立高校等又は第三者の著作権、肖像権、その他知的所有権を侵害する行為
- ② 他の参加者、都教委、都立高校等又は第三者の財産、信用、名誉、プライバシー、その他人権等を侵害する行為
- ③ 他の参加者、都教委、都立高校等又は第三者を差別、批判、攻撃、誹謗中傷する行為
- ④ 本説明会の運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
- ⑤ 都教委の業務を阻害する行為、又は不利益を与える行為
- ⑥ 個人的な勧誘行為、個人的な物品の売買行為、その他本説明会を利用して、営業活動、営利を目的とした情報提供活動を行うこと。
- ⑦ 本説明会を都教委の許可なく録画・録音すること。
- ⑧ 本説明会を都教委の許可なくインターネットやSNS等により公表すること。
- ⑨ 本説明会を通じて入手した情報を複製、販売、出版その他の方法により私的利用の範囲を超えて使用すること。
- ⑩ 都教委の定めた新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に反する行為
- ⑪ 本説明会における政治活動、選挙活動、宗教活動
- ⑫ 虚偽の内容を申告する行為
- ⑬ 犯罪的行為に結びつく行為、公序良俗に反する行為、その他、法律、法令に反する行為

第8条（参加拒否）

都教委は、参加希望者及び参加者が本規約に違反したと判断した場合、又は参加希望者及び参加者として不適切と判断した場合、事前に通知することなく、本説明会への参加を拒否することができるものとし、参加希望者及び参加者はこれを承諾するものとします。

第9条（免責等）

- (1) 都教委及び都立高校等は次の各号に掲げる事項について、保証をしません。
- ① 本説明会の申込み及び開催に当たり不具合、エラー及び障害等が生じないこと。
 - ② 本説明会の申込み及び開催に関連して送信される電子メール、ウェブコンテンツ等に、コンピュータウイルス等の有害なものが含まれていないこと。

- (2) 都教委及び都立高校等は、参加希望者及び参加者が本説明会の申込み及び参加に当たり発生する通信機器、通信費用及び交通費等の一切の経費について、負担することはありません。
- (3) 都教委及び都立高校等は、次の各号に掲げる損害について一切の補償を行いません。
- ① 抽選結果
 - ② 都立高等学校等合同説明会オンライン特設サイト等に対し無断改変、データへの不正アクセス、コンピュータウィルスの混入等の不正行為が行われ、これに起因して発生した損害
 - ③ 自然災害、システム障害及び新型コロナウイルス感染症の感染の拡大等により本説明会の開催内容を変更、中断又は中止したことにより生じた損害
 - ④ 参加希望者及び参加者の通信機器、通信回線及びメール等の技術仕様及び設定等に起因して生じた損害
 - ⑤ 参加希望者及び参加者の操作過誤、錯誤により生じた損害

第10条（提供された情報の利用）

- (1) 参加希望者及び参加者は、申込みに当たり入力した情報を本説明会の開催に当たり、都立高校等、特設サイト及び本説明会の運営会社の運営業者等に提供することを承諾するものとします。
- (2) 参加者は、本説明会の参加に当たり、参加者から提供された情報を、都教委及び都立高校等が学校運営、生徒募集及びそれに準じる目的で利用することを承諾するものとします。
- (3) 都教委及び都立高校等は、参加希望者及び参加者から提供された個人情報について、個人を特定できないようにした統計データ等を作成することができるものとし、参加希望者及び参加者は、個人を特定できない統計データについては、都教委及び都立高校等が制約なく利用することができることを承諾するものとします。
- なお、この場合の著作権その他一切の権利は都教委及び都立高校等に帰属するものとします。
- (4) 都教委及び都立高校等は、正当な理由なく、利用目的を超えて参加希望者及び参加者の氏名等の個人情報を使用したり公開したりしないものとします。

第11条（本規約の変更）

都教委は本規約を随時変更することができるものとします。変更の内容についてはインターネット上に表示します。この表示後、参加希望者が特設サイトを利用した時点及び参加者が本説明会に参加した時点で、当該参加希望者及び参加者はこの変更を承諾したものとみなします。変更を承諾しない参加希望者及び参加者は本説明会への申込み及び参加を行わないものとします。

附 則

この参加規約は、令和5年8月30日から施行する。